

(素案)

第3次江別市男女共同参画基本計画

令和6(2024)年度～令和15(2033)年度

江別市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	…1
1 <u>計画策定の趣旨</u>	
2 計画の概要	
第2章 江別市民の男女共同参画に関する意識	…5
第3章 計画の内容	…12
1 男女平等・共同参画社会 <u>と多様性を認め合う社会</u> の実現に向けた意識づくり	【女性活躍推進計画】
2 政策や方針決定過程への女性の参画拡大と <u>促進</u>	【女性活躍推進計画】
3 <u>働く人たちの男女共同参画の推進と仕事と生活の調和</u>	【女性活躍推進計画】
4 子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画の推進	【女性活躍推進計画】
5 あらゆる暴力根絶の取組	
6 生涯にわたる男女の健康支援	
7 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備	
第4章 重点項目の考え方	…28
1 重点項目	
2 数値目標	
第5章 推進体制	…31

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

江別市では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成14年に「江別市男女共同参画基本計画」を策定しました。平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」では、市町村における計画策定は努力義務でしたが、当計画は、男女共同参画社会を積極的に推進するための指針として策定したものです。

平成21年3月には、あらゆる場面において、性別に関わりなくお互いが支え合い責任を果たすことで、自分の能力を發揮し自分らしく生きることのできる社会の実現を目指していくため、「江別市男女共同参画を推進するための条例」の制定と基本計画の見直しを行い、また、平成26年3月には、「江別市男女共同参画基本計画(平成26年度～令和5年度)」を策定し、平成30年度の間見直し時には、「女性活躍推進計画」として位置づけ、各種施策を推進してきました。

男女共同参画社会の実現に向けて、各種啓発や子育て支援のための環境整備などにより、一定の前進が図られた一方、男女の固定的性別役割分担^{※1}意識が根強く残っていることや、政策・方針決定過程への女性の参画、子育てや介護への男性の参画はいまだに十分だとは言えない状況があります。

現基本計画は、令和5年度末をもって計画期間が終了するため、これらの課題を踏まえ、江別市がすべきことを整理し、重点的、集中的に取り組んでいくことを示した新たな基本計画を策定することとしました。

※1 固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。(内閣府ホームページ 男女共同参画関係用語より)

2 計画の概要

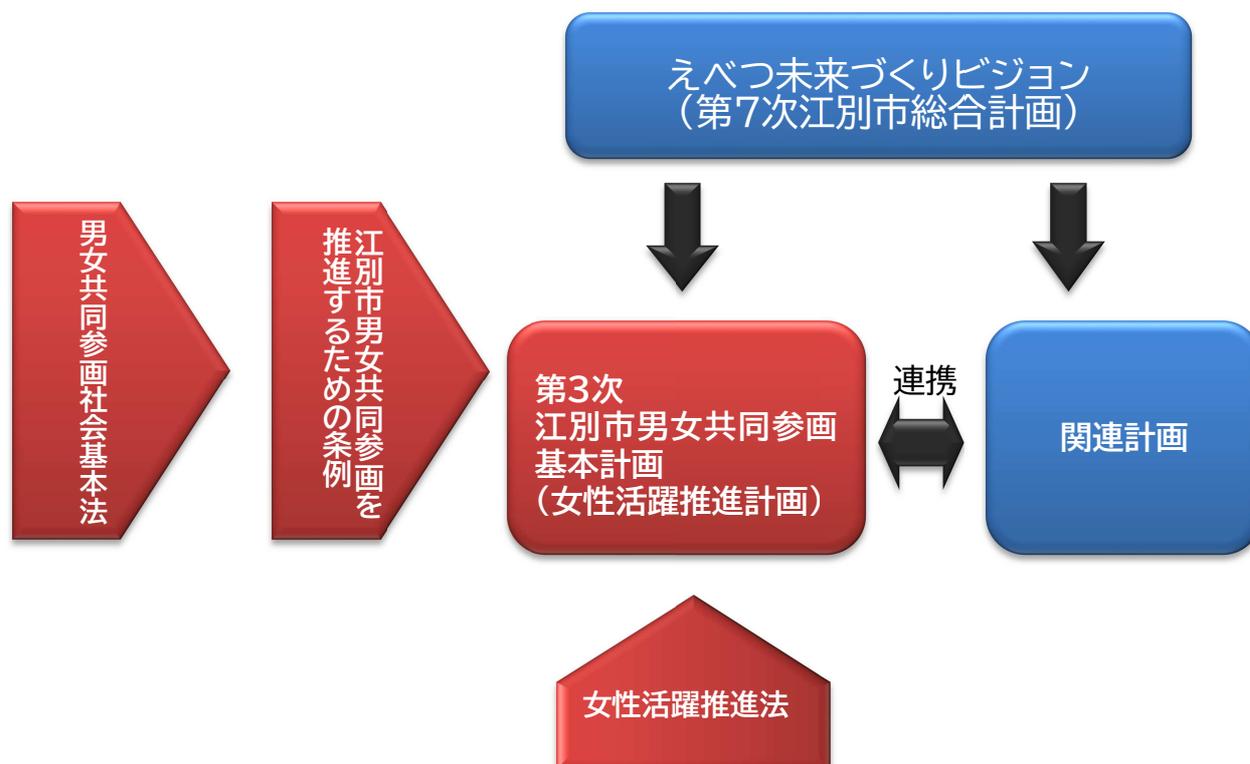
(1) 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び江別市男女共同参画を推進するための条例第9条に基づき、本市の男女共同参画社会の実現に向けて、総合的、計画的に施策を推進するための指針であり、「えべつ未来づくりビジョン(第7次江別市総合計画)」を推進するための個別計画として位置付けています。

また、この計画の一部は、女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく市町村推進計画(以下「女性活躍推進計画」という。)と位置付けています。

なお、この計画は江別市の男女共同参画を総合的に推進する計画であることから、他の計画との連携を図って進めていく計画です。

【イメージ図】



(2)計画の構成

この計画は、江別市男女共同参画を推進するための条例に規定されている7つの基本理念に基づき、長期的な展望に立った基本方針と市が主体的かつ重点的に取り組むべきものを明確にした重点項目で構成しています。

(3)男女共同参画の推進とSDGsとの関係

2015年9月に国連で採択され、世界が合意した「SDGs:Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)では、目標5(ジェンダー平等の実現)を掲げており、女性に対する暴力や児童婚など有害な慣行の撤廃、あらゆるレベルの意思決定への女性の参画の確保等が示されています。そして、ジェンダー平等の実現と女性・女兒の能力強化は、すべての目標とターゲットの進展において重要な貢献をするものとされています。

令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」においては、目指すべき社会のひとつとして「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」が掲げられ、目標5(ジェンダー平等の実現)を含むSDGs全体の達成に向けた取組を進める方向性が示されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目標5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。

ターゲット	
5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、並びにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

(4)計画期間

この計画の期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間としますが、国の動向や社会情勢の変化に応じ、適切な見直しを行います。

なお、重点項目は、計画の中間年である令和10年度までに実施する具体の事業及び目標を設定します。

第2章 江別市民の男女共同参画に関する意識

1 調査目的

江別市では、「江別市男女共同参画を推進するための条例」に基づき「江別市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して様々な取組を行っています。

このたび、「第3次江別市男女共同参画基本計画」を策定するにあたって、市民の皆様の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、今後の施策に反映することを目的として、アンケート調査を実施しました。

2 調査概要

(1)調査対象及び抽出方法

令和5年4月1日時点の住民基本台帳により、全人口に占める地区別(江別・野幌・大麻)、男女別、年齢階層別の人口比率に応じて18歳以上から無作為抽出

(2)主な調査項目

- ・家庭生活における役割分担について
- ・男女の働き方について
- ・育児・介護休業について
- ・女性の社会参加について
- ・男女共同参画を推進する取組について

(3)調査方法

郵送配布、郵送回収、オンライン回答

(4)調査実施期間

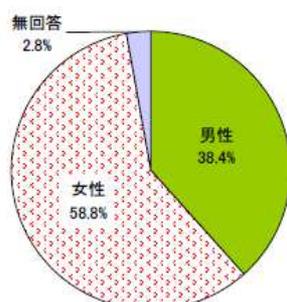
令和5年5月15日～令和5年6月2日

3 回収状況

・配布数1,500件 回収数500件(回収率33.3%)

4 回答者属性

F 1 性別【単数回答】



F 2 年齢【単数回答】

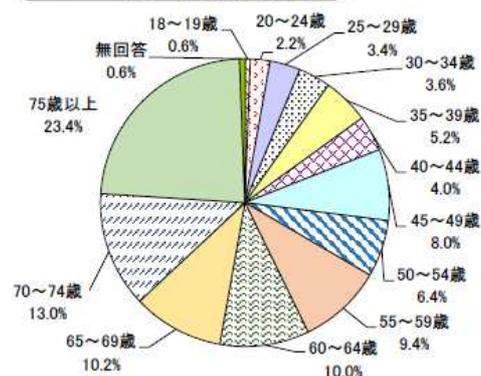
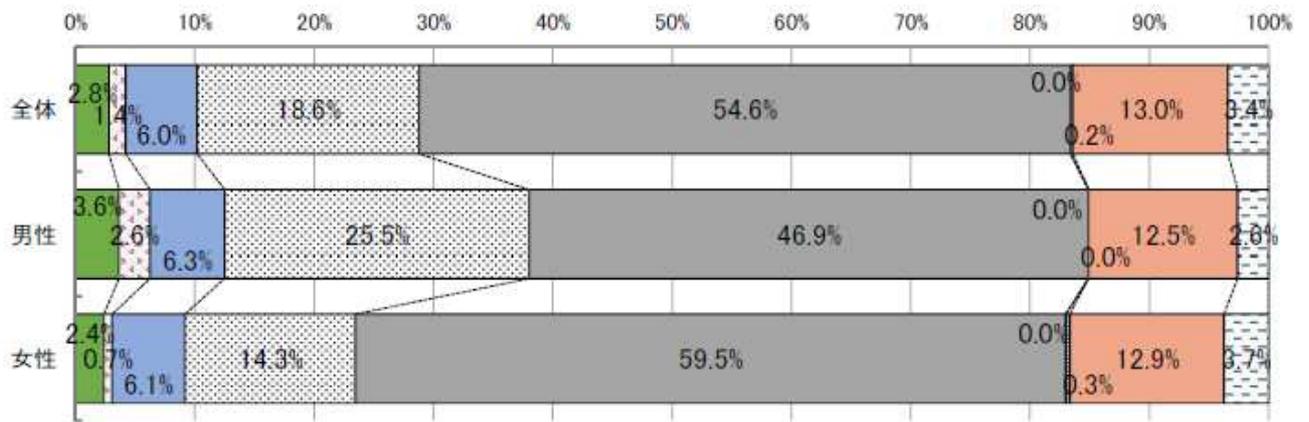
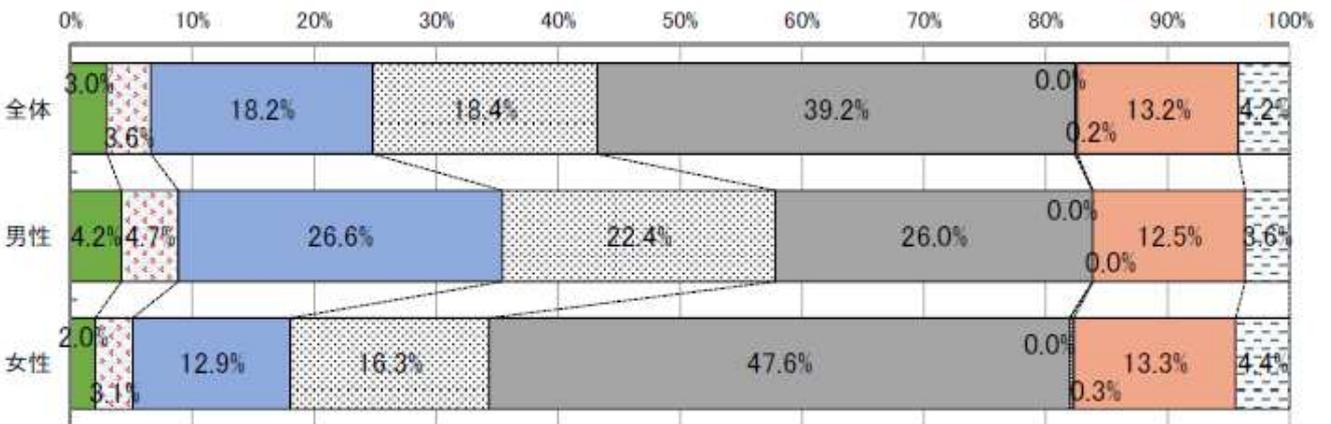


図1 家庭生活における役割分担について

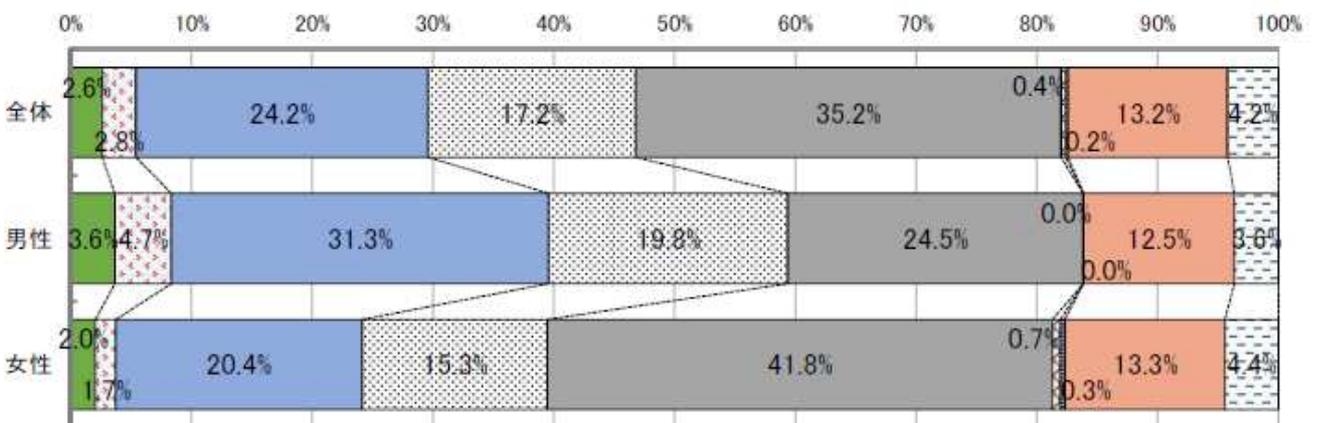
(1) 食事の支度



(2) 食事の後片付け

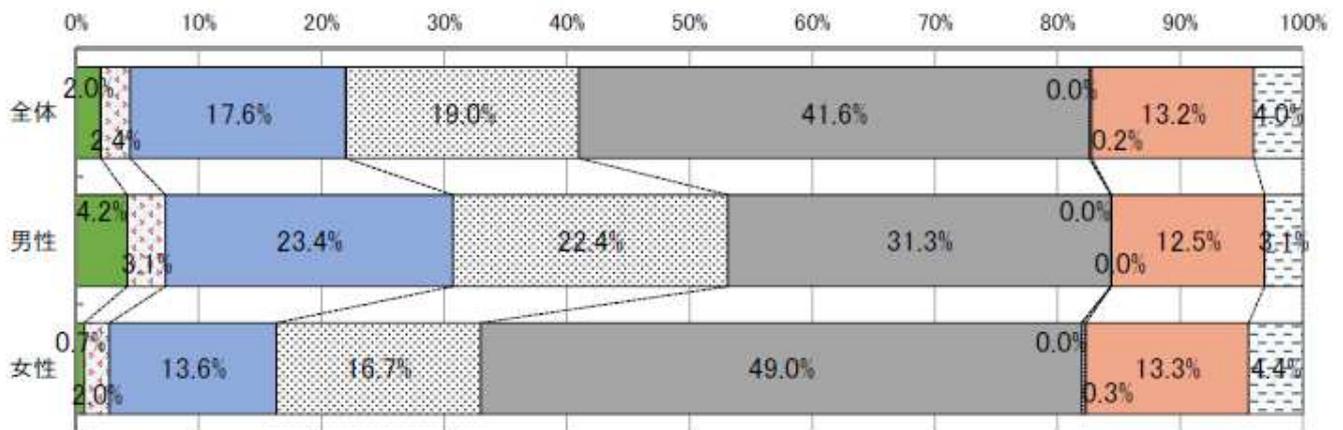


(3) 食料品・日用品の買い出し

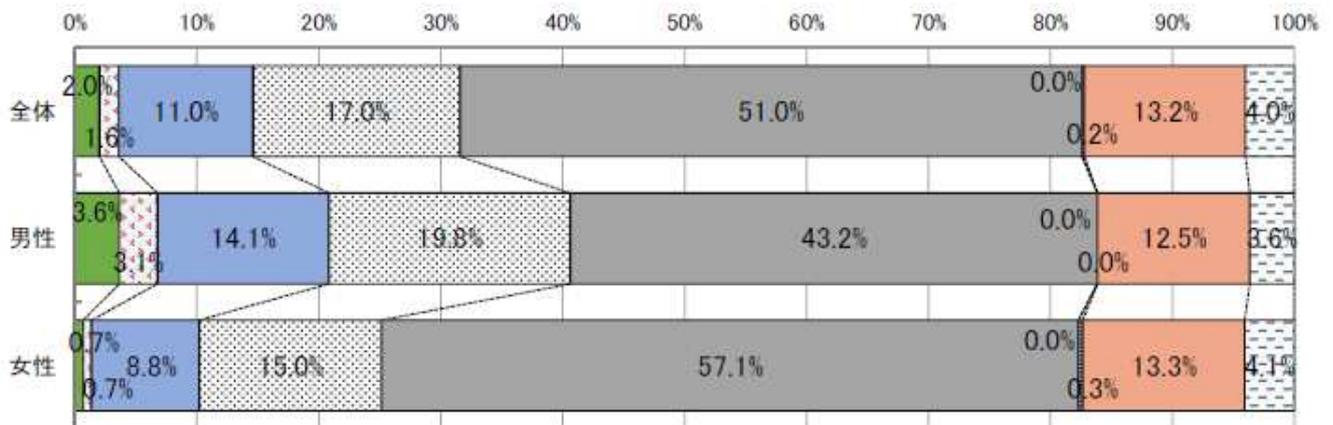


- 主に男性
- ❖ どちらかといえば男性
- 男女同程度
- ▨ どちらかといえば女性
- 主に女性
- ❖ サービスの利用
- ≡ 誰もしていない(該当がない)
- ひとり暮らしまたは男性のみ・女性のみのお世帯
- ▨ 無回答

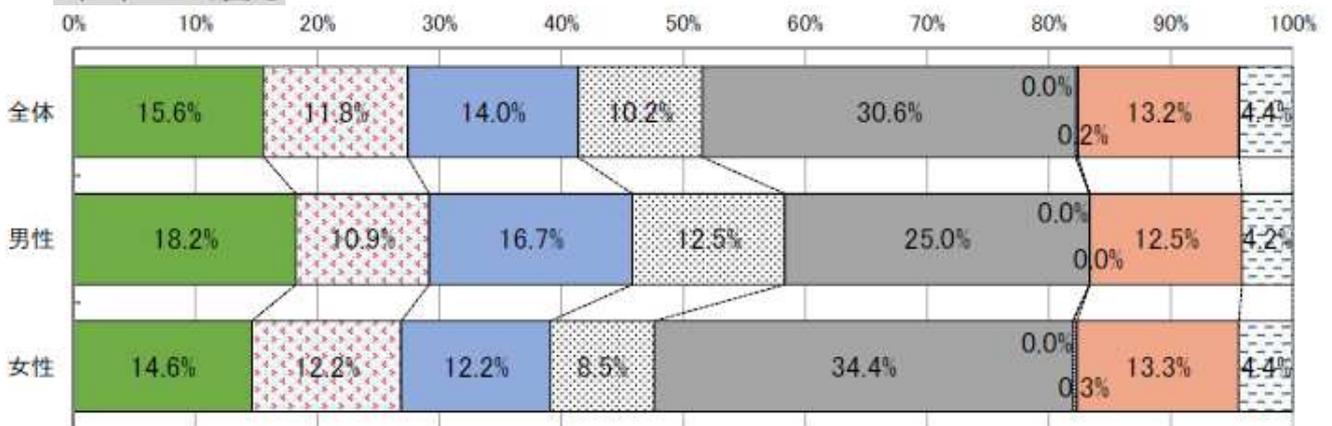
(4) 掃除



(5) 洗濯

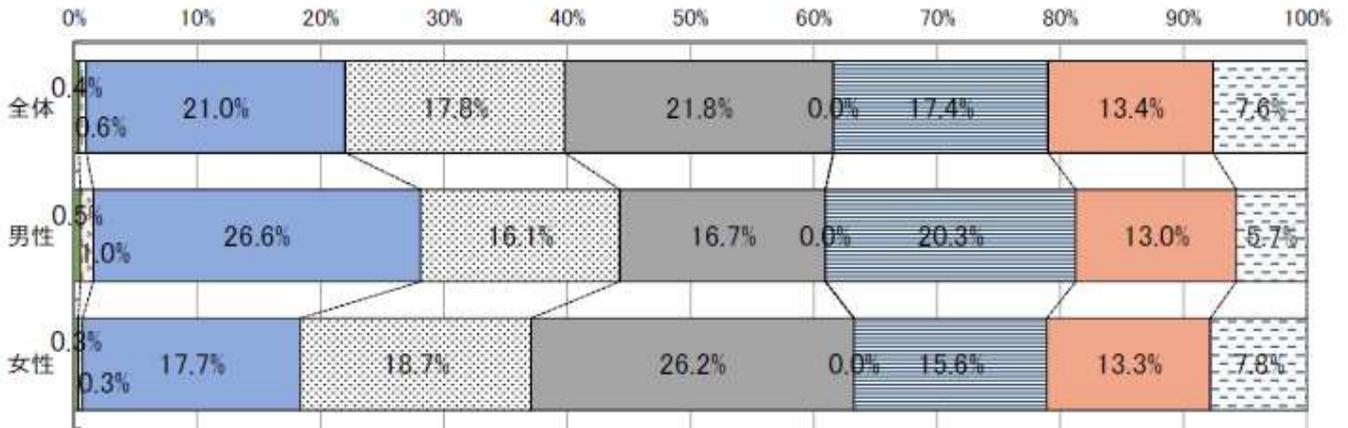


(6) ゴミ出し

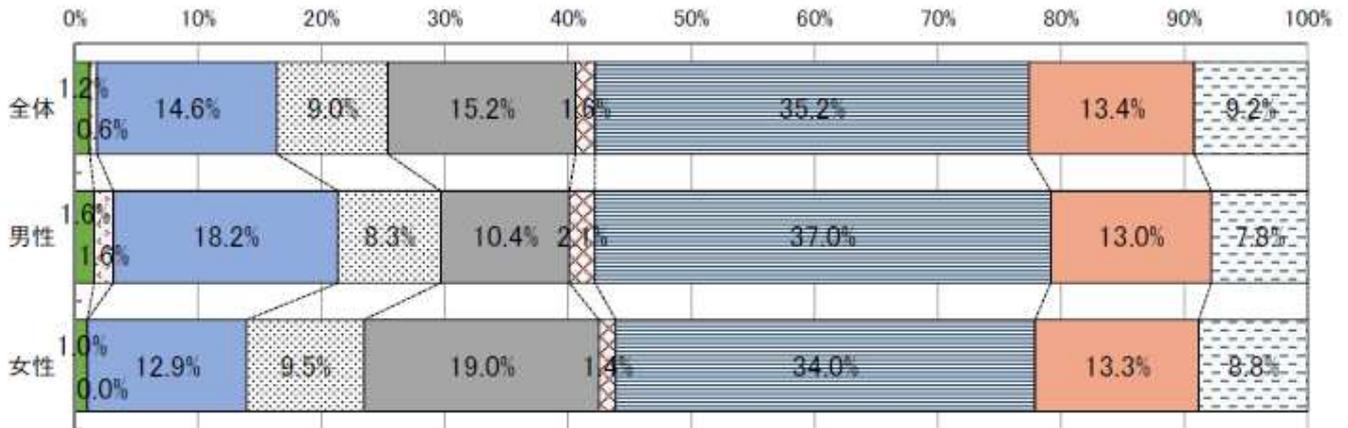


- 主に男性
- どちらかといえば男性
- 男女同程度
- どちらかといえば女性
- 主に女性
- ◇ サービスの利用
- ≡ 誰もしていない(該当がない)
- ひとり暮らし または 男性のみ・女性のみ の世帯
- ≡ 無回答

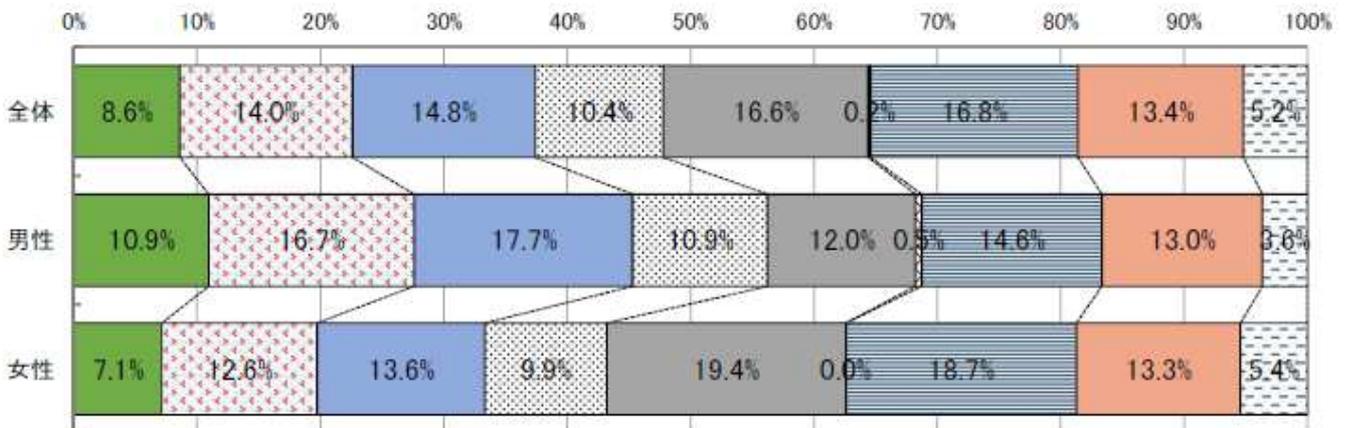
(7) 子どもや孫の世話



(8) 親や身内の介護



(9) 自治会などの地域活動



- 主に男性
- ❖ どちらかといえば男性
- 男女同程度
- ◻ どちらかといえば女性
- 主に女性
- ❖ サービスの利用
- ≡ 誰もしていない(該当がない)
- ひとり暮らし または男性のみ・女性のみのお世帯
- ◻ 無回答

図2 女性が仕事を持つことについて

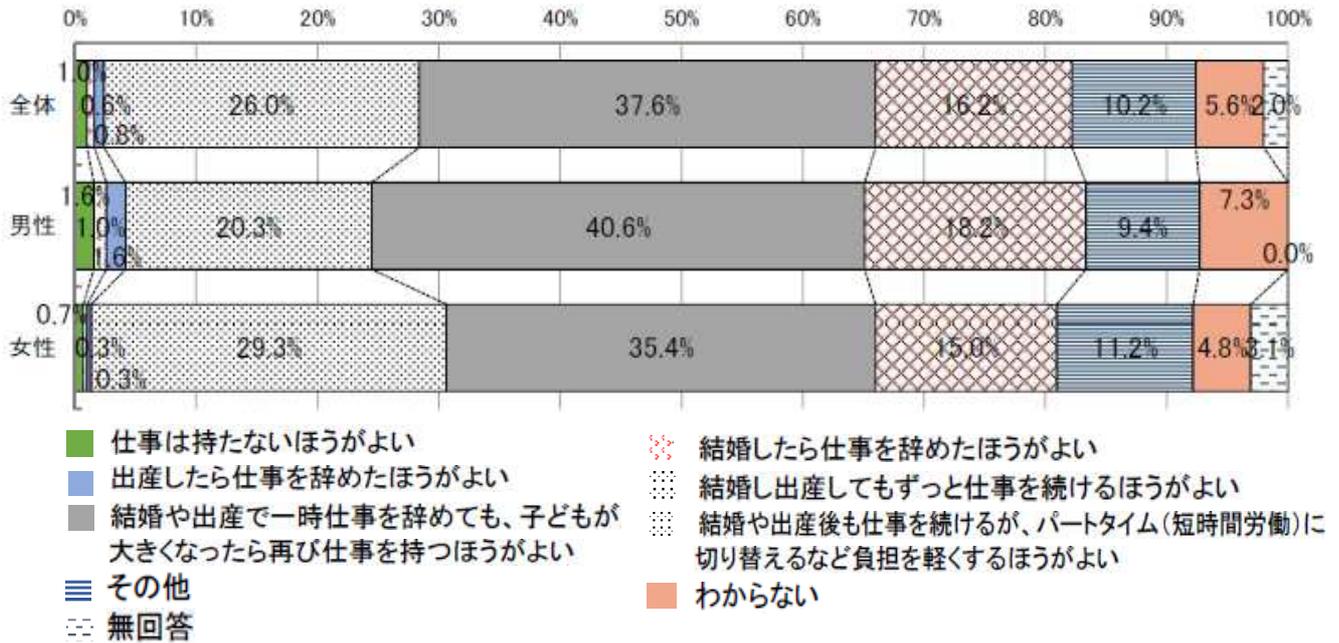


図3 男性が育児・介護休業を取得することについて

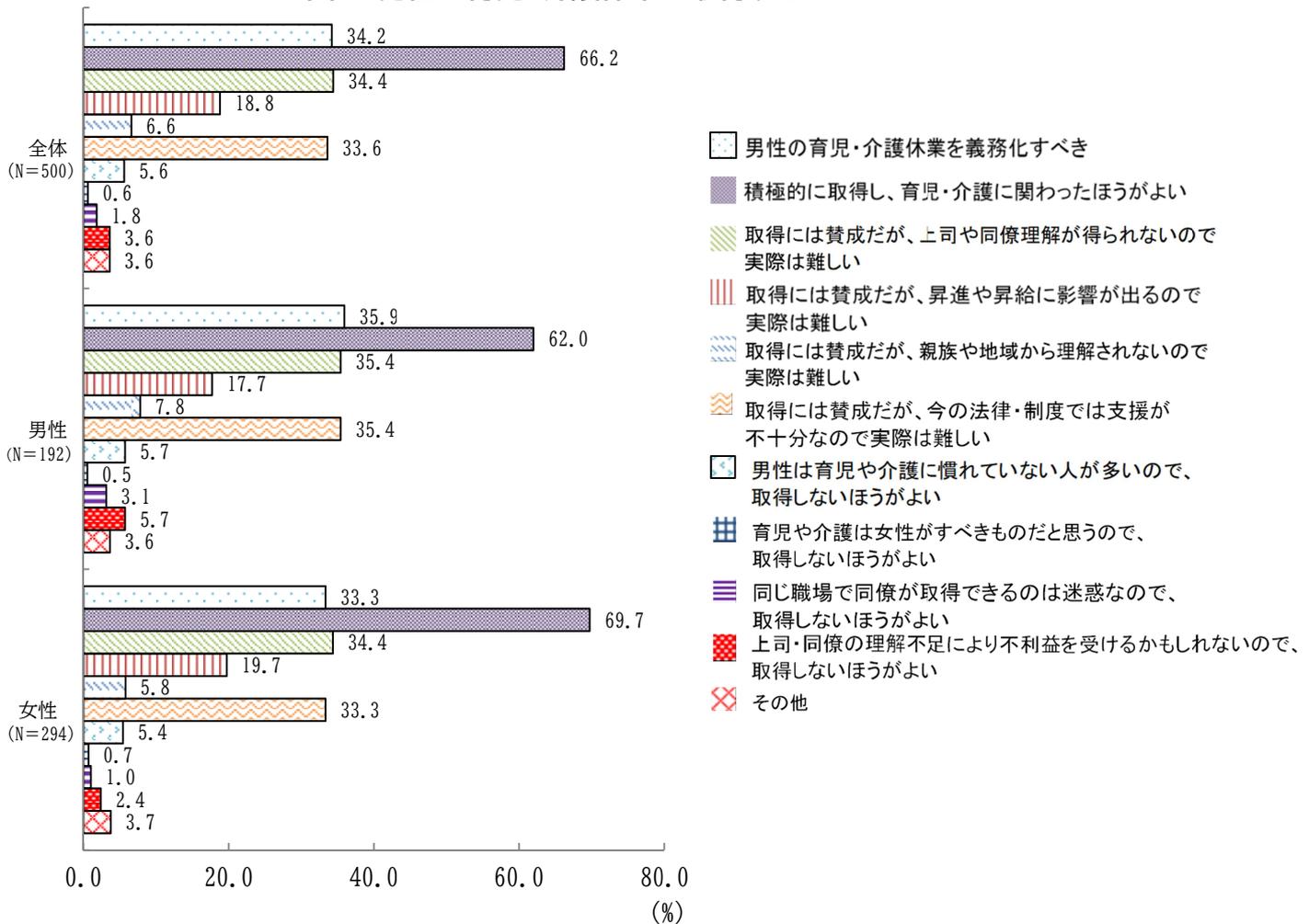


図4 男女の管理職への昇進意欲について

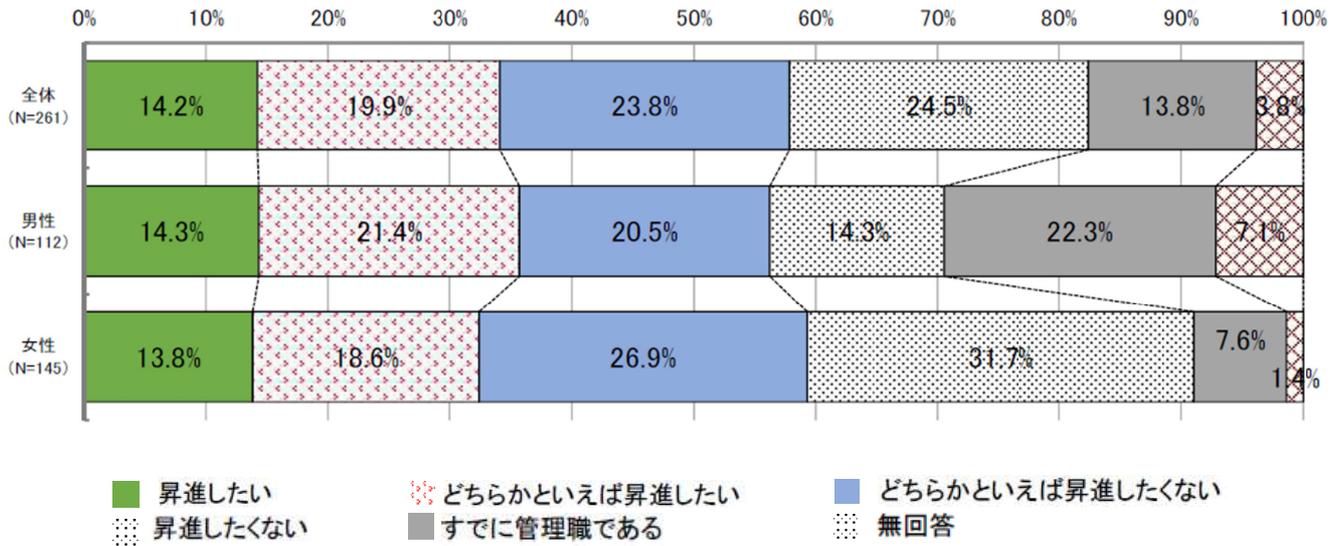


図5 管理職へ昇進したくない理由について

※上記質問にて、昇進したくない、どちらかといえば昇進したくないと答えた方に質問

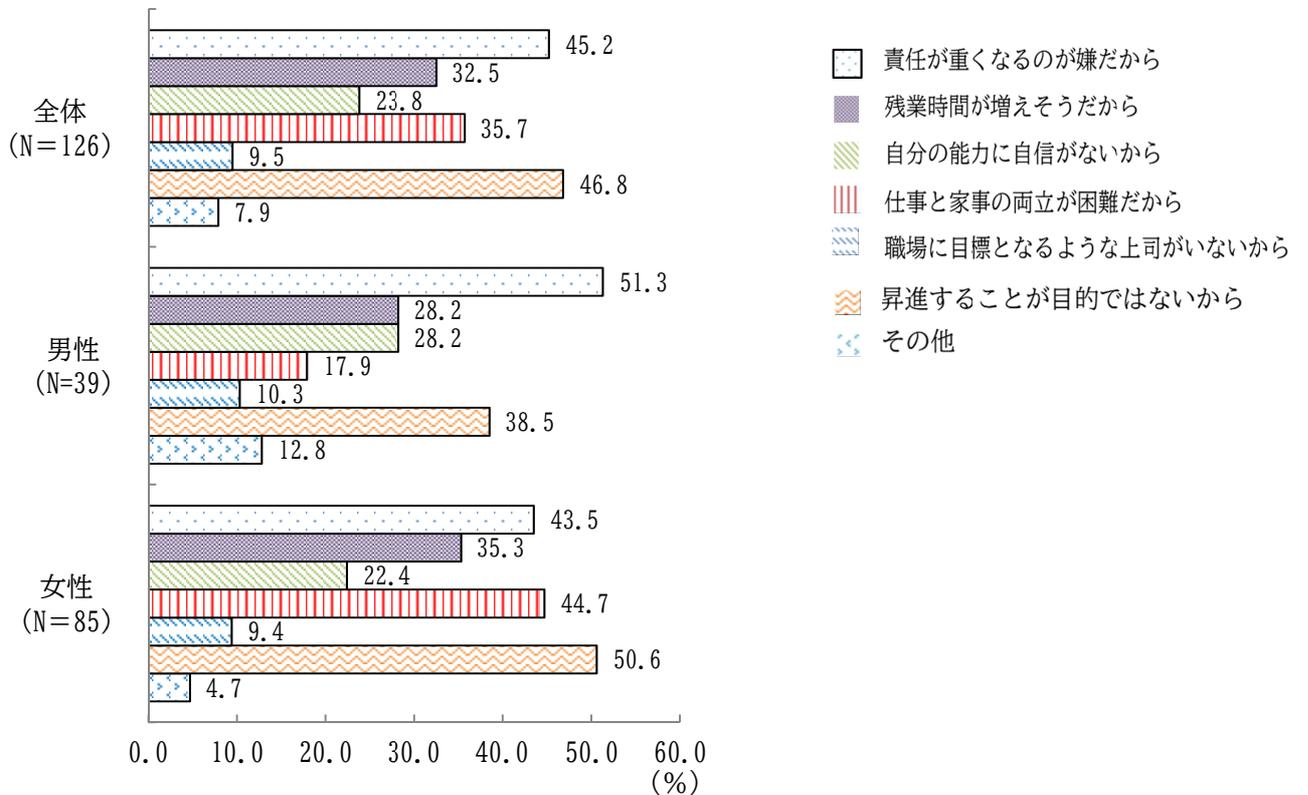


図6 職場における仕事の内容や待遇面での性別による違いについて

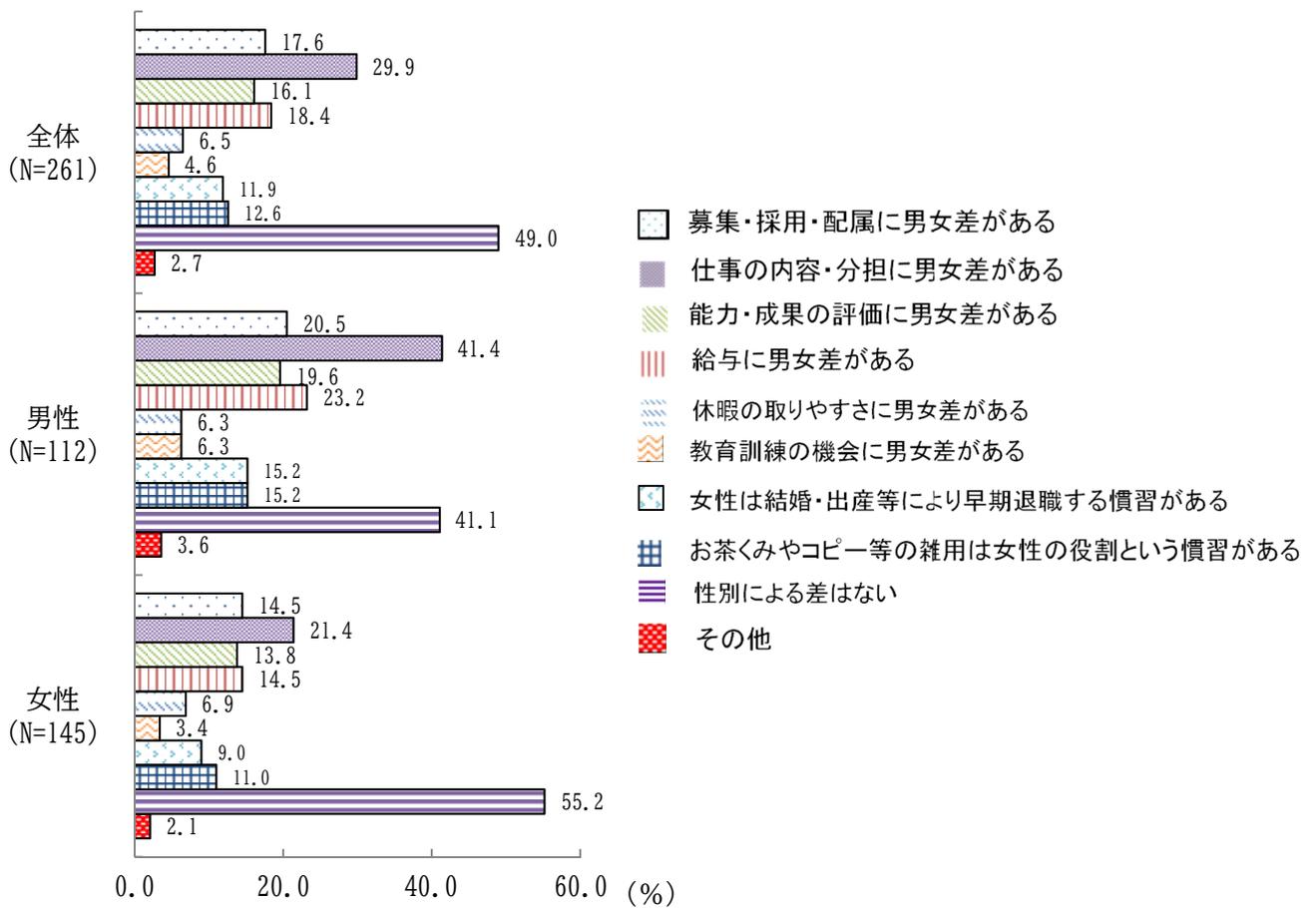
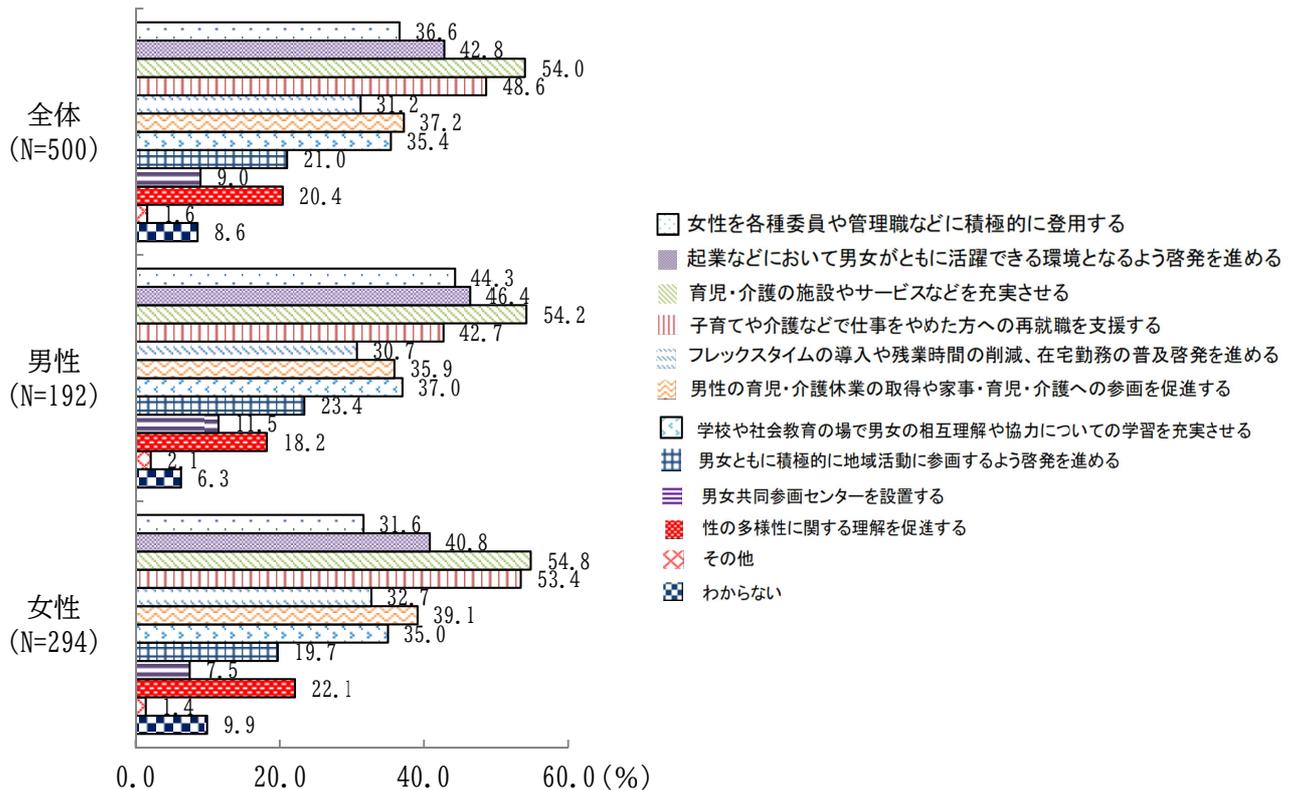


図7 男女共同参画社会を推進するために必要な今後の市の取組について



第3章 計画の内容

基本方針1

男女平等・共同参画社会と多様性を認め合う社会の実現に向けた意識づくり

【女性活躍推進計画】

●現状と課題

平成11年の男女共同参画社会基本法施行後、本市では、平成14年に男女共同参画基本計画を策定、平成21年には男女共同参画を推進するための条例を施行し、新計画の策定・見直しを行うとともに、講演会の開催等により男女共同参画社会の実現に向け、意識啓発に努めてきました。

全ての人が自分の能力を発揮し、自分らしく生きることのできる社会を実現していくには、性別にとられることなく、一人ひとりの人権が尊重されなければなりません。

そのためには、長年に渡り人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)^{※2}などの意識を改める必要があります。

「男性は仕事、女性は家事や育児」という考えを持っている人は、令和5年5月に実施した市民アンケート結果において、18.8%と、平成25年の45.4%からかなり減少していることから、固定的な性別役割分担意識の解消が進みつつあります。(P13図8)

また、男女の地位や立場の平等感については、同じく市民アンケート結果において家庭・地域・学校それぞれで、平等だと感じる割合は5割を超えてはいるものの、男性の方が優遇されている、どちらかというと優遇されていると思う人の割合は、学校教育の場以外の場で4割弱となっており、働き方や暮らし方の中には、固定的な性別役割分担意識が根強く存在していることを表しています。(P13～15図9)

男女共同参画意識の形成は、子どもの頃からジェンダー平等の重要性を伝えることが必要であり、学校や家庭での教育が大きな役割を担っています。共働きの両親が協力して家事や育児をしている姿を見て育つことにより、女性だけではなく、男性も家事・育児をすることが当たり前という意識が芽生え、大人になっても抵抗なく家事や育児を共に担っていくことが期待されます。

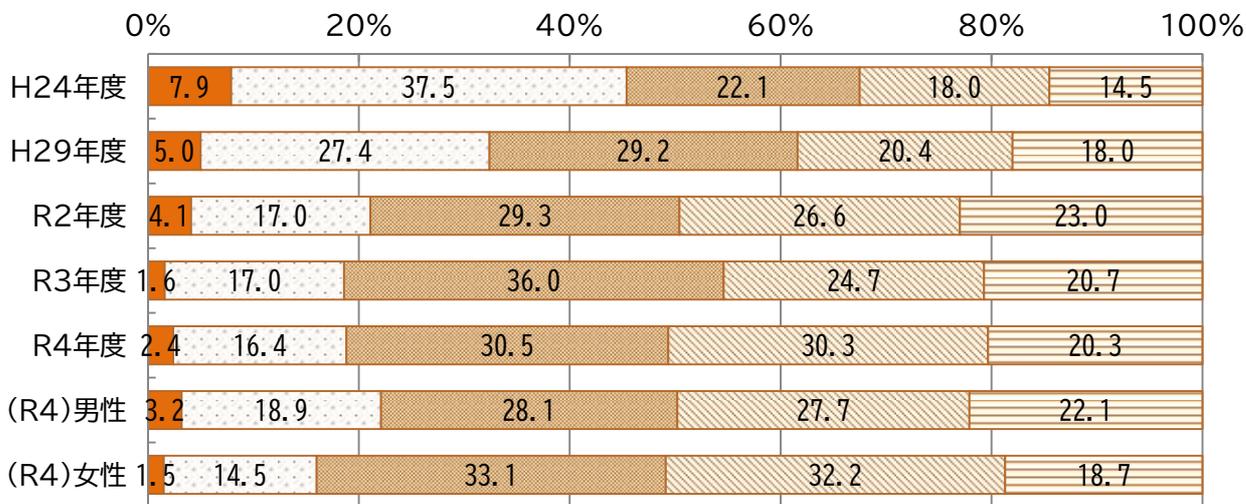
性別による固定観念や偏見は、女性だけではなく男性にとっても生きづらさを感じる要因となっており、さらには、性の多様性に対する理解を進めるにあたり弊害となる要因の一つでもあり、このような意識の解消が重要な課題です。

「男性は仕事、女性は家庭」という「昭和モデル」の社会から、全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会である「令和モデル」の実現に向け、様々な視点から幅広い年齢層に意識づくりの啓発を進める必要があります。

※2 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。男性だから力持ちだ、子育て中の女性は泊りがけの出張はできない、給与が高い人のほうが偉いなど、無意識の偏見や思い込みから偏ったモノの見方をしてしまうことをいいます。

図8 「男性は仕事、女性は家事や育児」という考え方について



※H24 年度…第2次計画策定時

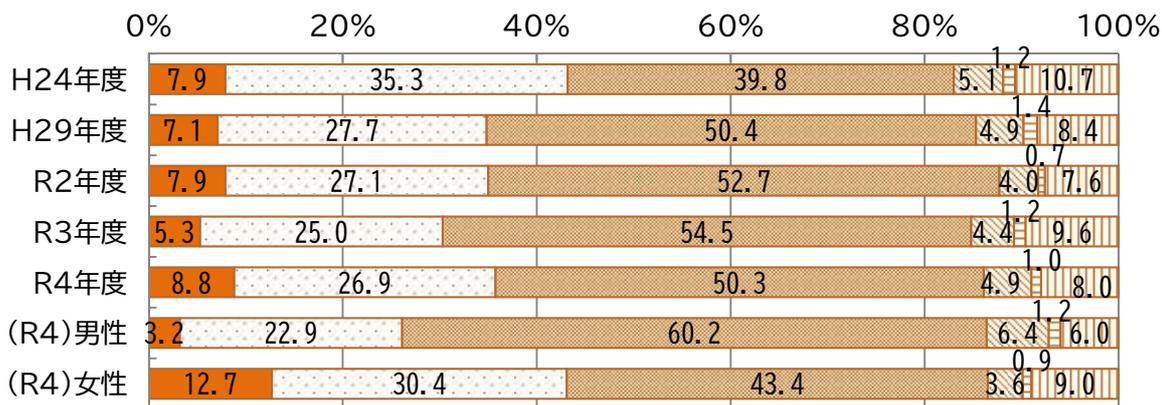
資料:平成25年、平成30年、令和3年、令和4年、令和5年実施「江別市まちづくり市民アンケート」

※H29 年度…計画見直し時

賛成
 どちらかといえば賛成
 どちらかといえば反対
 反対
 わからない・無回答

図9 男女の平等感

<家庭生活>



資料:平成25年、平成30年、令和3年、令和4年、令和5年実施「江別市まちづくり市民アンケート」

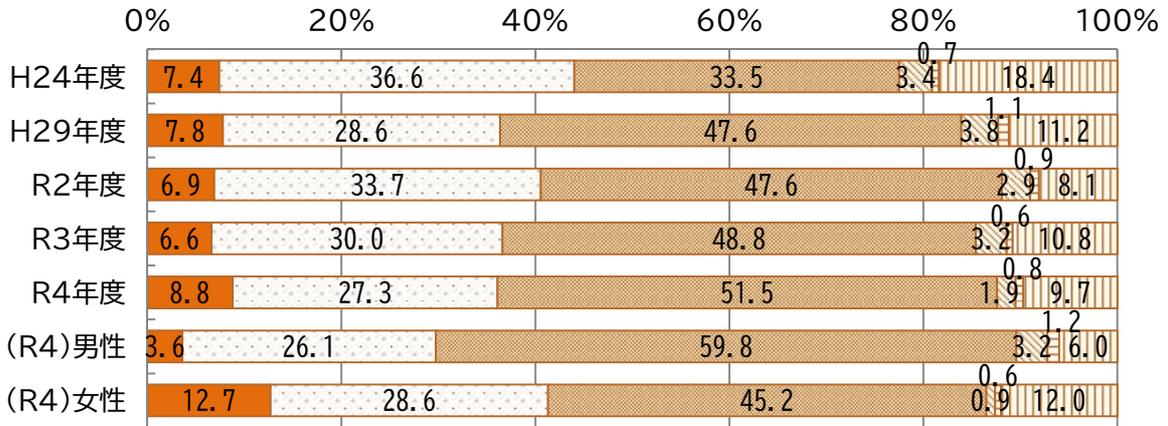
※H24 年度…第2次計画策定時

※H29 年度…計画見直し時

男性の方が優遇されている
 どちらかといえば男性が優遇されている
 平等である
 どちらかといえば女性が優遇されている
 無回答

図9 男女の平等感

<地域社会>

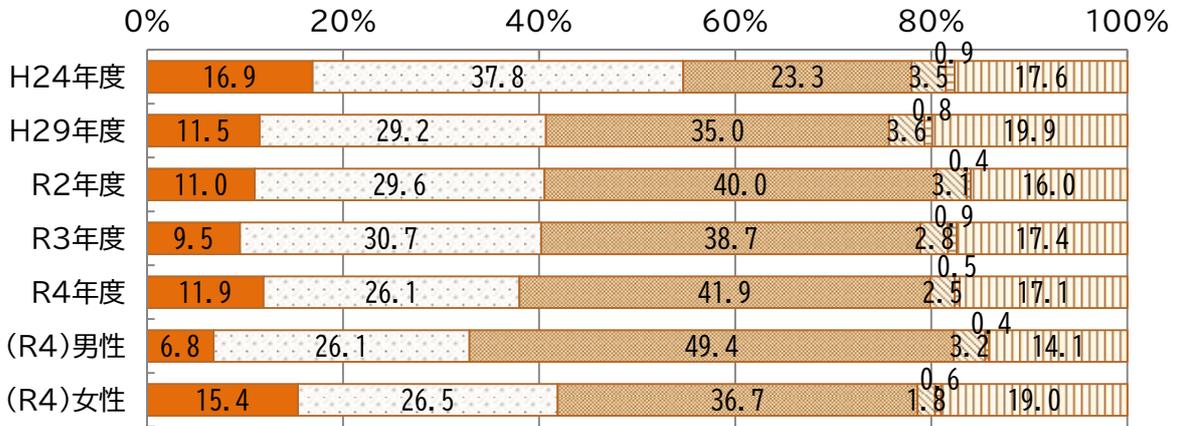


資料:平成25年、平成30年、令和3年、令和4年、令和5年実施「江別市まちづくり市民アンケート」

※H24年度…第2次計画策定時
 ※H29年度…計画見直し時



<職場>

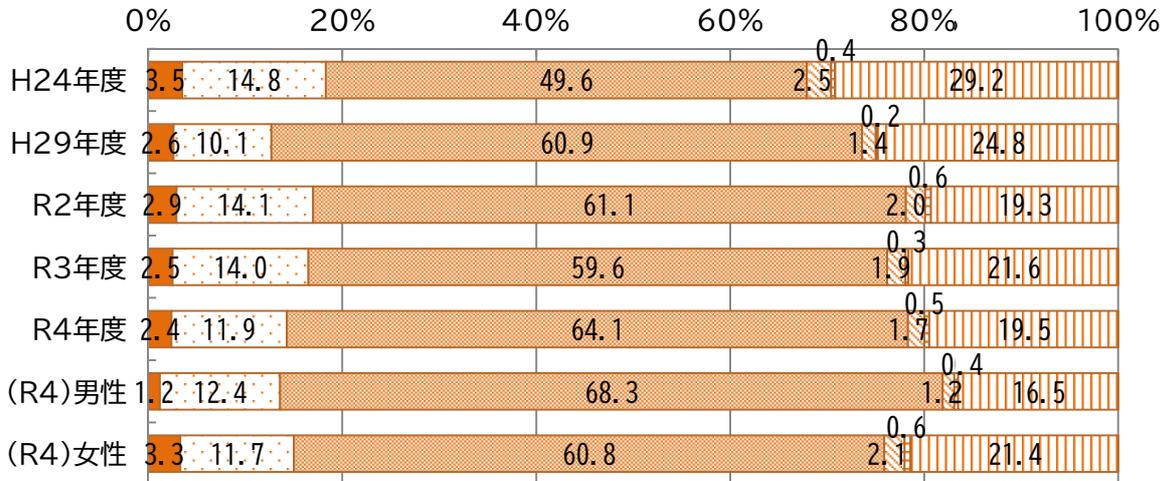


資料:平成25年、平成30年、令和3年、令和4年、令和5年実施「江別市まちづくり市民アンケート」

※H24年度…第2次計画策定時
 ※H29年度…計画見直し時



<学校教育の場>



資料:平成25年、平成30年、令和3年、令和4年、令和5年実施「江別市まちづくり市民アンケート」

※H24年度…第2次計画策定時

※H29年度…計画見直し時



江別市男女共同参画を推進するための条例

第14条 市は、市民及び事業者等の男女共同参画の推進に関する理解が深まるよう、社会のあらゆる分野において広報及び研修会の開催等の啓発活動を行うものとする。

第16条 市は、市民及び事業者等の男女共同参画の推進についての理解を促進するため、家庭教育、学校教育、社会教育等のあらゆる教育の分野において必要な措置を講ずるものとする。

主な取組

・固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消を図るため、あらゆる年齢層のすべての人たちに対し、広報誌やリーフレット、ホームページ、SNSなどを活用し、男女共同参画の広報、啓発活動に努めます。

・子どもの頃から家庭や学校を通して男女共同参画の重要性を伝えることに努めます。

・性の多様性を認め合い、尊重し、誰もが自分らしく生活できるよう、性的指向及び性自認の多様性に対する理解増進に向けた意識啓発に努めます。

主な関連計画

●江別市子ども・子育て支援事業計画

●江別市高齢者総合計画

●江別市学校教育基本計画

●江別市社会教育総合計画

基本方針2

政策や方針決定過程への女性の参画の拡大と促進

【女性活躍推進計画】

●現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、政治の場や職場、地域、教育等あらゆる分野において政策や方針決定過程に男女が対等の立場で参画することが重要です。

令和5年(2023年)6月に公表されたジェンダーギャップ指数において、日本は146か国中125位となり、「教育」と「健康」は世界でトップクラスである一方、「政治」と「経済」は値が低く、日本の女性活躍推進は、諸外国と比べかなりの遅れをとっていると云えます。

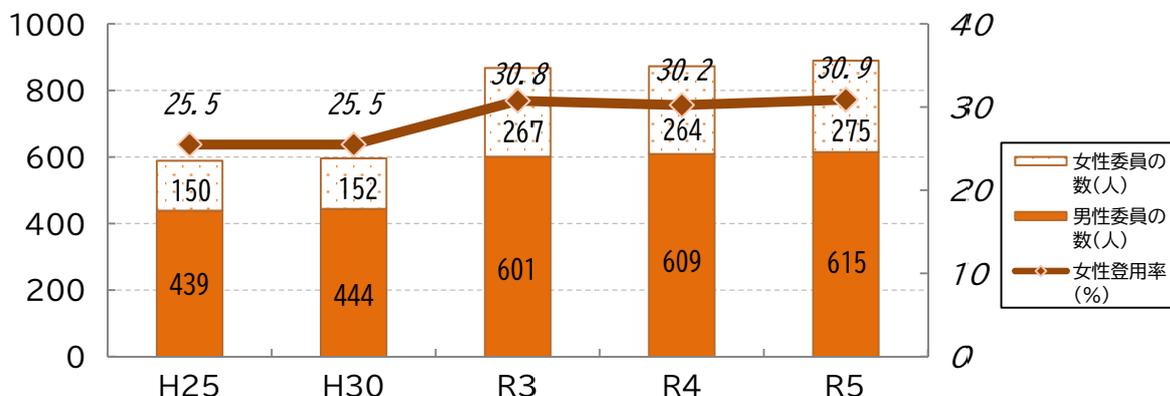
本市においては、江別市男女共同参画を推進するための条例により、審議会等の委員の数を男女のいずれかが4割未満にならないよう努めると規定し、女性委員の登用率の向上に努めてきました。これまでの選考方法の見直しや、公募委員の拡充、各推薦団体に協力を依頼するなどにより、市の女性の登用率は30.9%と上昇してきているものの、いまだ4割に届かない状況であります。(図10)

一方、令和5年4月1日現在の江別市職員における女性職員の割合(医療職を除く)は27.4%で、同じく管理職の女性職員の割合は10.9%、同じく係長相当職の女性職員の割合は21.5%と、市職員における男女の差は縮まってきており、人材育成や仕事と家庭の両立ができる環境が整ってきています。(P17 図12)

江別市議会においては、女性議員の割合は44%(令和5年5月現在)と、全国でも高い数値となっており、政治分野での女性の活躍は進んでおり、全国からも注目されています。

男女共同参画アンケートで管理職に昇進したくない女性の割合が6割弱という結果から、政策や方針決定への女性の参画を推進するためには、仕事と家庭の両立ができるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備のみならず、女性自身が積極的に参加しようという意識の転換も必要です。(P10 図4)

図10 審議会等の女性登用状況(男女別委員数・女性委員登用率)



資料:令和3年までは総務部総務課、令和4年は市民生活課市民協働担当(基準日4月1日)

図11 江別市役所の職員数の状況

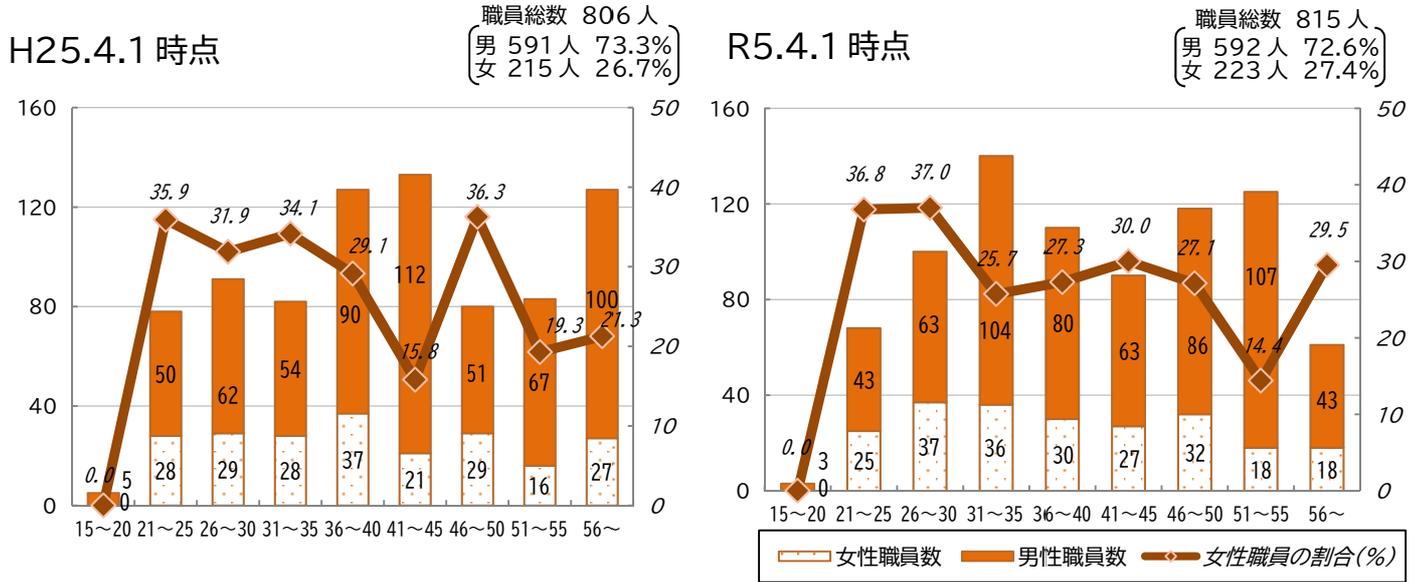


図12 江別市役所の職員の階級別登用状況

(人)

階級	H25			H29			H30			R3			R4			R5		
	男性	女性	女性割合															
部長相当職	13	0	0.0%	10	1	9.1%	11	0	0.0%	13	0	0.0%	13	0	0.0%	13	0	0.0%
次長相当職	16	2	11.1%	19	0	0.0%	19	0	0.0%	20	1	4.8%	23	1	4.2%	20	1	4.8%
課長相当職	84	5	5.6%	84	4	4.5%	84	7	7.7%	88	12	12.0%	83	13	13.5%	82	13	13.7%
主幹相当職	26	4	13.3%	31	1	3.1%	34	2	5.6%	33	2	5.7%	31	1	3.1%	30	1	3.2%
係長相当職	166	29	14.9%	153	42	21.5%	155	43	21.7%	164	41	20.0%	167	42	20.1%	168	46	21.5%
係員	286	175	38.0%	302	159	34.5%	294	157	34.8%	268	169	38.7%	268	164	38.0%	279	162	36.7%
合計	591	215	26.7%	599	207	25.7%	597	209	25.9%	586	225	27.7%	585	221	27.4%	592	223	27.4%
うち管理職	113	7	5.8%	113	5	4.2%	114	7	5.8%	121	13	9.7%	119	14	10.5%	115	14	10.9%

資料：総務部職員課(基準日4月1日:医療職を除く)

江別市男女共同参画を推進するための条例

第3条(4) 市の政策又は事業者等における方針の立案及び決定において、男女が対等な立場の構成員として参画する機会が確保されること。

第13条 市長並びに地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する執行機関の長は、審議会、委員会等を構成する委員の任命又は委嘱をしようとするときは、当該委員の数について、男女のいずれか一方が委員の総数の4割未満とならないよう努めるものとする。

主な取組

・審議会等への参加時の託児やオンライン会議での出席など、女性が参加しやすい環境整備に努めます。

・市職員においては、男女を問わず、多様な研修や職務経験により、職域による男女比の偏りの減少に努めるとともに、キャリアアップを支援する体制を整え、昇任意欲向上を図ります。

・政策や方針決定過程への女性の参画を促進するために、人材育成セミナーへの女性の参画を促し、女性の意欲向上を図ります。

主な関連計画

- 江別市職員の仕事・子育て・女性活躍推進に関する行動計画

基本方針3

働く人たちの男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

【女性活躍推進計画】

●現状と課題

男女雇用機会均等法の改正や育児・介護休業法、女性活躍推進法などの法整備により、結婚・出産後も働く女性が増加し、女性の年齢階級別労働力率^{※3}における、M字カーブ^{※4}の底が浅くなり、令和4年時点の共働き世帯は、専業主婦世帯の3倍近くとなっています。(P20 図13、図14)

江別市民が感じている職場における男女の平等感は、近年では4割を超え徐々に上がってきており、男女共同参画アンケートによると、約5割が仕事の内容や待遇面で性別による差はないと答えている一方で、4割弱の方は、男性が優遇されていると感じている。(P11 図6、P14 図9)

また、女性は男性に比べ雇用が不安定な非正規雇用が多く、令和2年国勢調査では、江別市で働く女性の63.1%が非正規雇用者となっており、全国より11ポイント程高くなっています。

この他、農業や自営業などでは、労働時間や報酬が不明瞭になりがちですが、どのような雇用形態であっても、すべての労働者が安心して働くことができるような就業環境の整備が必要です。

本市においては、市内に所在する事業所における雇用実態等を調査し、雇用環境悪化に対する抑止とともに、雇用環境整備に係る諸施策の検討や創業を目指す方を対象とした創業支援相談員を設置するなどの環境整備に努めてきたところです。

男性の育児休業については、令和4年度における男性市職員の取得率は52.8%と上昇していますが、市内事業所の男性の育児休業の取得は進んでいるとは言えず、男性の育児休業取得は、男女共同参画の推進において重要な取組の一つであり、男女共に仕事と育児や介護が両立できる環境整備が課題です。(P21 図15)

女性が仕事を持つことについて、男女共同参画アンケートでは、結婚・出産で一時的に辞めても子どもが大きくなったら働くほうがよいと4割近くの方が答えており、男女にとって均等な就業機会と待遇が得られ、また女性が働き続けられる環境を整備するとともに、結婚や出産、介護等を機に離職した人たちの再就職に対する支援が課題です。(P9 図2)

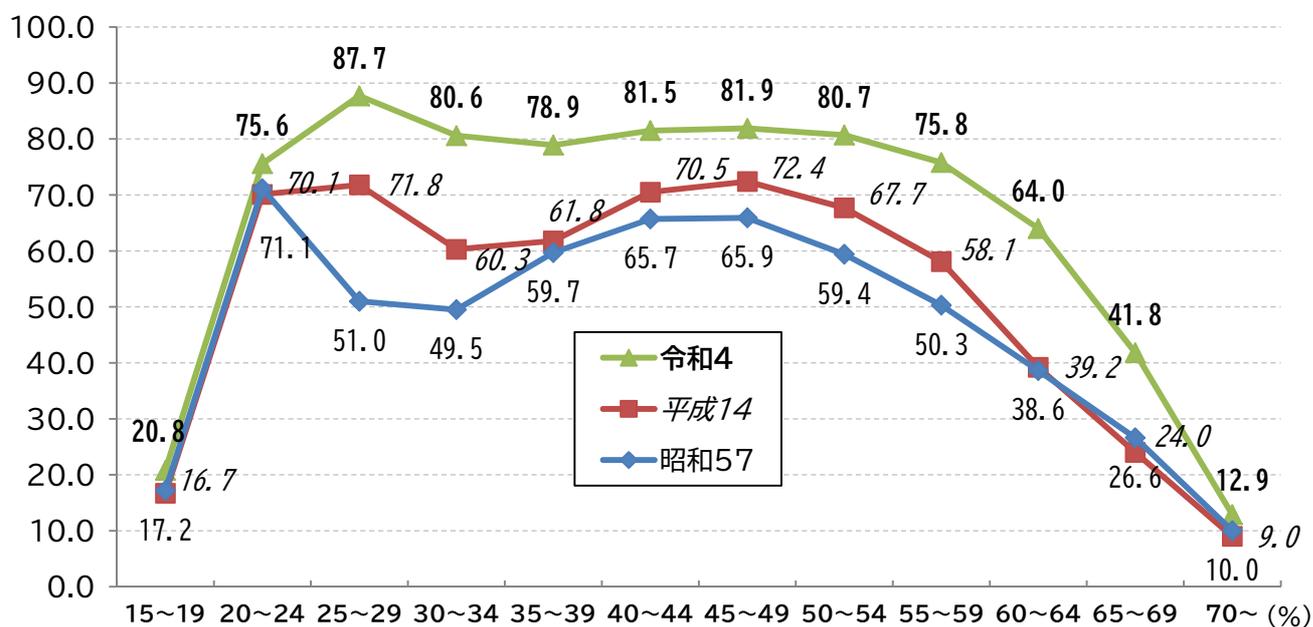
※3 労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合のことをいいます。(内閣府「男女共同参画白書平成30年版」より)

※4 M字カーブ

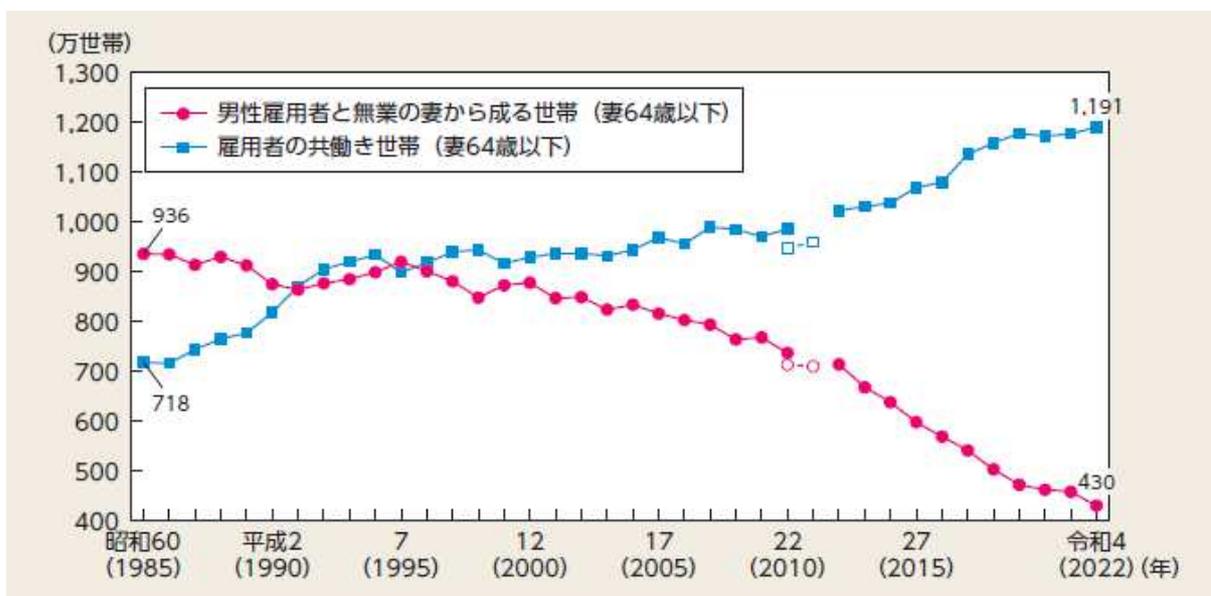
日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。(内閣府ホームページ 男女共同参画関係用語より)

図13 女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）



資料:内閣府 令和5年版「男女共同参画白書」

図14 共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯）



資料:内閣府 令和5年版「男女共同参画白書」

図15 市職員の男女別の育児休業取得率

(人)

	H29		H30		R1		R2		R3		R4	
	男性	女性										
一般事務職	18.2%	100.0%	10.5%	100.0%	16.7%	100.0%	53.3%	100.0%	51.9%	100.0%	86.7%	100.0%
技術職	0.0%	—	16.7%	100.0%	28.6%	100.0%	33.3%	100.0%	50.0%	—	75.0%	—
消防職	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	—
保育士職	—	100.0%	—	100.0%	—	100.0%	—	100.0%	—	100.0%	0.0%	100.0%
その他(資格職)	0.0%	100.0%	—	100.0%	—	100.0%	—	100.0%	—	100.0%	—	100.0%
医療職	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	66.7%	100.0%	28.6%	100.0%	42.9%	100.0%
全体	6.9%	100.0%	8.6%	100.0%	15.4%	100.0%	36.7%	100.0%	38.8%	100.0%	52.8%	100.0%

※男性の取得者 29名中2名 35名中3名 26名中4名 30名中11名 49名中19名 36名中19名

資料:総務部職員課

江別市男女共同参画を推進するための条例

第3条(3) 男女が性別にとらわれることなく、それぞれの個性及び能力を発揮する機会が確保されること。

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その事業活動において男女共同参画の推進に関する取組(積極的格差是正措置を含む。)を行うよう努めなければならない。

主な取組

・市内事業所等に男女の均等な雇用と待遇の確保、セクシャル・ハラスメント^{※5}や妊娠・出産・育児・介護等を理由とするハラスメントの防止に向けた広報や意識啓発を行い、女性が働き続けられる環境の整備に努めます。

・事業所に向け、ワーク・ライフ・バランス^{※6}の推奨や、仕事と家庭の両立支援、介護離職防止に向けた支援など国で行っている制度などについて周知に努めます。

※5 セクシュアル・ハラスメント

他の者に対し、その意に反する性的な言動により不快感を与え、その言動を受けた者の生活環境を害すること又はその性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいいます。(江別市男女共同参画を推進するための条例第2条より)

※6 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」のことをいい、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であることをいいます。(内閣府「男女共同参画ハンドブック」より)

主な関連計画

- 江別市職員の仕事・子育て・女性活躍推進に関する行動計画
- 江別市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ●江別市農業振興計画

基本方針4

子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画の推進

【女性活躍推進計画】

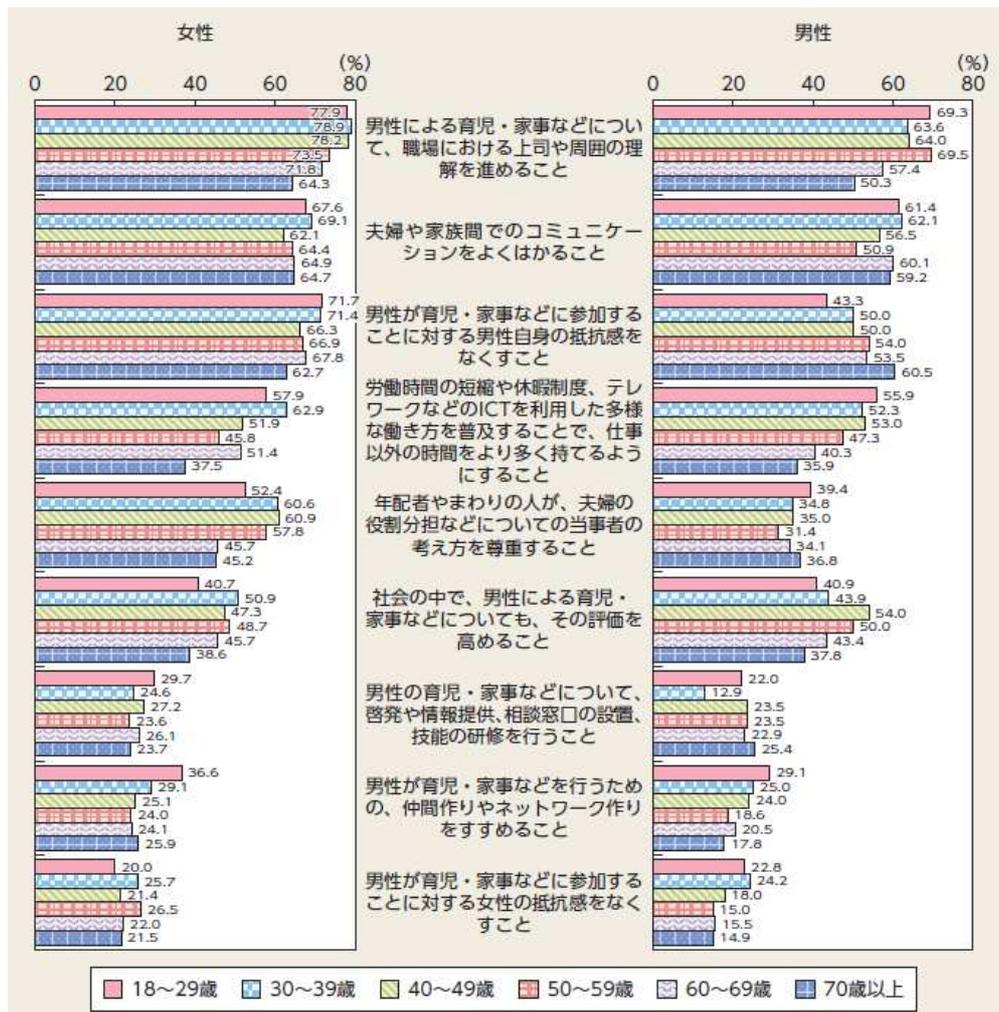
●現状と課題

近年、働く女性が増え、共働き世帯が主流となっている現在、女性の活躍を推進するためには、男女共に仕事と家庭の両立可能な環境づくりが必要であります。

家庭生活における役割分担をみると、女性が担っている部分が多く、家事や育児をしながら仕事をするという事は、女性にとって負担が大きく、男性が積極的に家事や育児を担っていく環境づくりが課題となっています。(P6～8 図1)

国が行った世論調査では、男性が積極的に家事・育児・介護を担っていくためには、男性の家事・育児・介護について職場や周囲の理解が進むこと、家族で分担について十分に話し合うなどコミュニケーションを図ること、働き方を見直し、仕事以外に家族での時間にゆとりを持たせることが必要だという意見が多くみられ、周囲の理解と働き方の見直しが課題であります。(図16)

図16 男性が家事・育児等に積極的に参加するために必要なこと



資料：内閣府 令和5年版「男女共同参画白書」

特に、育児に関しては、父親も育児を行うことが当然で、母親とは違う役割があり、子どもにとっても良い影響を与えることから、父親が母親と共に育児を担うことはあたりまえという男女共通の意識を持つことが必要です。

男性が家事・育児・介護に関わる時間が少ない要因の一つとして、男性の長時間労働が挙げられており、仕事中心の生活から仕事と家庭の両立ができるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備を行う必要があります。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第3条(2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣習の排除に努めるとともに、当該制度又は慣習が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

第3条(5) 家族を構成する男女が子育て、家族の介護その他の家庭生活において、相互に協力しあい、当該家族の構成員がそれぞれの役割を果たせるよう配慮されること。

主な取組

・男女が協力して家事・育児・介護を担っていくことはあたりまえという社会となるよう、セミナーや事例紹介などにより、全ての世代に対し意識啓発を図ります。

・家事・育児・介護などの女性が多く担っている無償労働の負担を減らすために、民間や行政によるサービスを利用しやすい生活環境の整備に努めます。

主な関連計画

- 江別市子ども・子育て支援事業計画
- 江別市高齢者総合計画

基本方針5

あらゆる暴力根絶の取組

●現状と課題

暴力は、重大な人権侵害であり、どんな場合でも、たとえ身近な関係にあったとしても許されない行為です。特に女性に対する暴力は、固定的性別役割分担意識や男女の社会的・経済的な格差など社会状況に根ざした構造的な問題であるとも言われており、その根絶に向けた対策が必要です。

DV(配偶者等からの暴力)被害者は暴力により、ケガなどの身体的な影響を受けるにとどまらず、PTSD(心的外傷後ストレス障害)に陥るなど、精神的な影響を受けることもあり、暴力を目撃した子どもにも様々な心身の症状が表れることもあります。

また、暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いてしまうなど、心身の発達や人格の形成に大きな影響を与えます。

「男女共同参画白書」によると、DV相談件数は年々増加しており、江別市においてもDVに関する相談件数は、増加傾向であることから、相談体制の強化や被害者及び子どもが安心して暮らせる環境を整えるための支援が課題であります。

昨今では、DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為などのほか、SNSなど、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力が多様化しており、複数の困難な状況を抱え貧困に陥る若年層が増えているため、迅速かつ丁寧に対応していく必要があります。

そして、暴力被害を個人の問題として捉えるのではなく、多くの人々に関わる重要な人権問題であるという認識を広く浸透させるなど、暴力による人権侵害を起こさせないための啓発を行うことが重要です。

女性だけではなく、男性や性的マイノリティの方々も含めた相談・支援体制を充実させるとともに、被害の潜在化の防止や、警察、女性相談援助センター、民間団体等関係機関との連携強化など、あらゆる暴力の根絶のための対応が求められています。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第3条(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること及び男女が性別により直接的にも間接的にも差別的取扱いを受けないこと。

第8条 何人も、家庭、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別により直接的にも間接的にも差別的取扱い又はセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害行為を行ってはならない。

主な取組

- ・セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、DV、性犯罪その他あらゆる暴力行為が人権侵害行為であるという社会的認識を浸透させるため、人間の尊厳を尊重する意識の啓発に努めます。
- ・子どもの目の前で家族に暴力を振るうことは児童虐待に当たり、子どもの心身の発達に影響を与えるため、DV防止に向けた周知・啓発や関係機関の連携強化に努めます。
- ・被害者の避難や相談が安心してできるよう、相談窓口の周知等の支援を行います。

主な関連計画

- 江別市子ども・子育て支援事業計画

基本方針6

生涯にわたる男女の健康支援

●現状と課題

女性も男性も互いの身体的性差を十分理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となるものです。

生涯を通じて、男女は異なる健康上の問題に直面することに男女ともに留意し、特に女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といった年代に応じて心身の状況が大きく変化するという特性から、「性と生殖に関する健康と権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)^{※7}の視点を重視し、自分の身体に関する正しい知識と自分の健康の維持・管理を行うことが重要であります。

そして、生命の尊重・人権尊重の視点から、心身両面における健康支援の充実や意識啓発などを行う必要があります。

また、女性が生涯にわたり健康であるためには、年代ごとの取組が必要で、若年層には、人工妊娠中絶、性感染症などについて正しい知識身につけるための啓発、成人女性には、妊娠・出産への支援や不妊治療にかかる経済的負担の軽減と職場の理解促進、更年期障害への理解や治療の普及の促進が必要であります。

なお、本市では、すべての市民が生涯を通じて健康に過ごせるよう健康意識の向上と健康づくりの推進に努め、「だれもが健康的に安心して暮らせるえべつ」を目指して、平成29年4月に「健康都市えべつ」を宣言し、健康寿命の延伸に向けた取組を進めています。

※7 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。(内閣府ホームページ 男女共同参画関係用語より)

江別市男女共同参画を推進するための条例

第3条(6) 男女が互いの生命・身体に理解を深めるとともに、心身共に健康の維持増進が図られる職場及び家庭環境の整備に努めること。

主な取組

- ・妊娠・出産に関する正しい知識や情報の普及に努めるとともに、「性と生殖に関する健康と権利」に関する意識の浸透を図ります。
- ・乳がんや子宮頸がんといった女性特有の病気を早期発見するための検診の重要性や健康づくり情報を発信していきます。
- ・日頃から健康を意識し、健(検)診の受診、食生活の改善、運動習慣の定着など健康づくりの取組を進めていきます。

主な関連計画

- えべつ市民健康づくりプラン21
- 江別市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)
- 江別市特定健康診査・特定保健指導実施計画

基本方針7

男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備

●現状と課題

東日本大震災などこれまでに発生した災害により、復興や避難所運営における男女共同参画の必要性が認識されてきました。特に避難所運営においては、男性がリーダーとなっているケースが多く、女性の視点を欠いた運営により、様々な不都合が生じた事例もありました。

今後においては、男女のニーズの違いに配慮するとともに、「男性はこうあるべき、女性はこうあるべき」という固定的性別役割分担意識から、男女どちらかが過度な負担を抱えることがないよう、日頃から男女共同参画の考えを共有することが重要です。

近年の被害予測の難しい災害に対応するためには、市民一人ひとりの防災に関する知識や対応力を身につけ、災害対策決定の場や防災活動の場に高齢者、女性、子ども、障がい者、性的マイノリティなど多様な視点から意見を取り入れられる仕組みづくりが重要と考えることから、北海道胆振東部地震発生後、多様なニーズに配慮できるよう江別市避難所運営マニュアルを改訂しました。

こういった災害を身近な問題として危機管理に努め、性別や年齢などに関わらず、多様な意見が反映されるためには、防災分野における政策や方針決定過程、防災活動の場に誰もが参画できる仕組みと、自らの意思で積極的に参加するような姿勢や意識の改革を進める必要があります。

主な取組

- ・防災分野全般における政策や方針決定の場への女性の参画を進めるとともに、女性の目線を重視した備蓄や避難所運営訓練を実施します。
- ・防災知識の啓発などを通して、男女共同参画の視点に基づく地域の防災体制づくりに努めます。
- ・市の防災会議の委員に女性を積極的に登用していきます。

主な関連計画

- 江別市地域防災計画

第4章 重点項目の考え方

1 重点項目

男女共同参画の実現に向けた取組は、広範多岐にわたるものであり、どの事業を行うに当たっても男女共同参画の視点を持って進めていく必要があると同時に、さらに男女共同参画を進める上では、的を絞って重点的に取り組んでいく必要があります。

そこで、長期的な展望に立った基本方針の推進と併せ、これまでの状況を踏まえ、次の3点を重点項目として取組を進めていきます。

【重点項目1】 男女平等・共同参画と多様性を認め合う社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会を実現するために最も重要なことは、「意識改革」です。

性別に関わりなく自分らしく生きることは男性にとっても女性にとっても重要なことですが、「男性は仕事、女性は家事や育児」という固定的性別役割分担意識は女性16.0%に対し、男性22.1%と男性の方が強くもっていることから、意識改革が重要です。(P13 図8)

そのためには、子どもの頃から男女平等意識を醸成していくこと、男性にとっても男女共同参画が今後ますます重要になってくることを、幅広い市民に啓発していくことが大切です。

男女共同参画に関する認識を深めることが、あらゆる事業の基本となることから、わかりやすい広報・啓発活動を様々な機会を通じて引き続き進め、意識づくりを行う必要があります。

主な取組

- ・固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消を図るため、あらゆる年齢層のすべての人たちに対し、広報誌やリーフレット、ホームページ、SNSなどを活用し、男女共同参画の広報、啓発活動に努めます。
- ・子どもの頃から家庭や学校を通して男女共同参画の重要性を伝える。
- ・性の多様性を認め合い、尊重し、誰もが自分らしく生活できるよう、性的指向及び性自認の多様性に対する理解増進に向けた意識啓発に努めます。

【重点項目2】 働く女性のための環境整備

少子高齢化が進む中、国においては平成27年に女性活躍推進法を制定し、女性の職業生活における活躍を推進して、豊かで活力ある社会の実現を目指しています。また、女性の視点や潜在的な労働力を活かすことは経済の活性化に結び付く重要なことです。

しかし、女性には結婚・出産・子育て・家事・介護等様々な理由により、就労や就業継続の面で多くの課題を抱えている実態が見えてきます。

こうした働く女性が直面する課題に対し、総合的な対策を講じ働き続けられる環境を整備することは、男女共同参画社会を推進していくためには重要なことであり、積極的に取り組んでいく必要

があります。

主な取組

- ・働きたい女性のための就職・再就職を支援するため、関係機関との連携による各種セミナーなどを開催するほか、女性が働きやすい子育て応援企業を紹介します。
- ・結婚・出産や介護をしても働き続けられるよう、企業に対して、仕事と家庭の両立支援、介護離職の防止に向けた支援など、国の制度を周知します。
- ・子育て情報の提供や待機児童対策などにより、子育てしやすい環境づくりに努めます。

【重点項目3】 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備

社会的・経済的環境やライフスタイルが変化する中で、働く人がその能力を十分に発揮するためには、性別や年齢、その置かれている状況にかかわらず多様な人材が仕事に就ける社会にすることが大切です。

しかし、現実の社会には、「安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない」「仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない」「仕事と子育てや介護との両立に悩む」など、仕事と生活の間で問題を抱える人が多くみられます。

市民一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会づくりを行う必要があります。

主な取組

- ・市職員における男性の育児休業の取得状況を公表するとともに、企業に向けて、男性の育児休業等に対する支援について、国の制度を周知します。
- ・男女が共に家事・育児・介護等を担うことができるよう、体験型研修会や情報提供を行います。

2 数値目標

重点項目は、計画の中間年である令和10年度までの数値目標を設定し、進捗状況を把握した結果を効果的な推進につなげていきます。

	項目	現状値	目標値
1	家庭生活上で男女が平等となっていると思う人の割合	50.3%	55.0%以上
2	地域社会で男女が平等となっていると思う人の割合	51.5%	55.0%以上
3	職場で男女が平等となっていると思う人の割合	41.9%	45.0%以上
4	男女共同参画の考え方が必要だと思う人の割合	81.1%	85.0%以上
5	<u>市職員における男性の育児休業の取得状況</u>	<u>52.8%</u>	<u>向上</u>

第5章 推進体制

1 男女共同参画基本計画の進捗状況の公表

男女共同参画施策を総合的かつ計画的に進めて行くために、重点項目の適切な進行管理と、計画の進捗状況を公表します。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第9条 5 市長は、策定した基本計画を定期的に見直し又は必要に応じて変更することができる。

第10条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、市民に報告し、及びこれを公表しなければならない。

2 庁内推進体制

男女共同参画社会の実現は、市民生活のあらゆる分野に関わる問題です。様々な施策を総合的、計画的に推進するためには、関係部局間の連携を深め職員一人ひとりが「男女共同参画社会の実現」を行政課題として捉え、施策を推進していきます。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第11条 市は、市民及び事業者等と連携し、円滑な男女共同参画に関する施策の推進が図られるよう、必要な推進体制の整備に努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するために必要な財政措置に努めるものとする。

3 審議会の設置

男女共同参画の効果的な推進を図るため、審議会を設置します。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第20条 市長は、その附属機関として審議会を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の取組に関する事項について調査検討し、及び意見を述べること。

(2) 毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について審議し、及び意見を述べること。

4 男女共同参画に関する調査研究の推進

男女共同参画社会の実現のためには、様々な課題に対する調査・研究を実施し、現状を把握するとともに、問題解決に向けた取組を進めます。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定又は実施に必要な調査及び研究を行うものとする。

5 男女共同参画推進に向けた支援・連携

男女共同参画を推進するためには、市民の理解が最も重要です。情報の収集や交換を行いながら、市民や企業、関係機関・団体と協力・連携して、総合的に取組を進めます。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第4条 2 市は、国及び他の自治体並びに事業者等と密接に連携し、市民と共に男女共同参画の推進に努めなければならない。